

(別添2)

○ 年金証書等の写しによる精神障害者保健福祉手帳の障害等級の認定事務について（平成7年9月28日健医精発第59号厚生省保健医療局精神保健課長通知）【新旧対照表】

(下線部が変更部分)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">健医精発第59号 平成7年9月28日 一部改正 障精発第0929009号 平成18年9月29日 一部改正 障精発0303第3号 平成23年3月3日 <u>一部改正 障精発0124第2号</u> <u>平成26年1月24日</u></p>	<p style="text-align: right;">健医精発第59号 平成7年9月28日 一部改正 障精発第0929009号 平成18年9月29日 一部改正 障精発0303第3号 平成23年3月3日</p>
<p>各 都道府県精神保健福祉主管部局長 殿</p>	<p>各 都道府県精神保健福祉主管部局長 殿</p>
<p style="text-align: right;">厚生省保健医療局精神保健課長</p>	<p style="text-align: right;">厚生省保健医療局精神保健課長</p>
<p style="text-align: center;">年金証書等の写しによる精神障害者保健福祉手帳の障害等級の認定事務について</p>	<p style="text-align: center;">年金証書等の写しによる精神障害者保健福祉手帳の障害等級の認定事務について</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>1 (略)</p> <p>2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第23条第1項第2号に規定する「精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けていることを証する書類」は、精神障害者保健福祉手帳制度実施要領の第二の1(4)のとおりであるが、詳細は、別添の表のとおりである。</p> <p>3 この場合、これらの書類により、障害種別、障害等級及び現に年金を受けていることの確認をする必要があるが、年金証書に障害の種別や障害等級が記載されていない場合が多く、また、障害等級の変更や支給停止がされている場合もあることから、年金裁定通知書や年金支払通知書等を参照して確認することが必要であり、その方法は、概ね別添の表のとおりである。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第23条第1項第2号に規定する「精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けていることを証する書類」は、精神障害者保健福祉手帳制度実施要領の第二の1(4)のとおりであるが、詳細は、別添1の表のとおりである。</p> <p>3 この場合、これらの書類により、障害種別、障害等級及び現に年金を受けていることの確認をする必要があるが、年金証書に障害の種別や障害等級が記載されていない場合が多く、また、障害等級の変更や支給停止がされている場合もあることから、年金裁定通知書や年金支払通知書等を参照して確認することが必要であり、その方法は、概ね別添1の表のとおりである。 なお、障害基礎年金については、年金支払通知書又は年金振込通知書</p>

4 (略)

別添

年金証書等の写しによる精神障害者保健福祉手帳の  
障害等級の認定方法一覧

年金の種類別	添付書類	障害種別の確認	障害等級の確認	減に受給していること の確認	照会先
国民年金法の障害基礎年金、旧法の障害年金及び厚生年金保険法の障害厚生年金、旧法の障害年金並びに船員保険法の旧法の障害年金	(略)	・障害の種類は、 <u>年金証書等では確認できないので照会により確認。</u>	(略)	(略)	(略)
(略)					

別添2 削除

に記載されている支払金額により障害等級を特定することができることから、別添2を参照して年金の障害等級の確認をする。

4 (略)

別添1

年金証書等の写しによる精神障害者保健福祉手帳の  
障害等級の認定方法一覧

年金の種類別	添付書類	障害種別の確認	障害等級の確認	減に受給していること の確認	照会先
国民年金法の障害基礎年金、旧法の障害年金及び厚生年金保険法の障害厚生年金、旧法の障害年金	(略)	<u>年金裁定通知書</u> ・ <u>診断書の種類の欄に7と記載されていれば、精神障害である。</u> ・ <u>ただし、1と記載されているものは、精神障害に限定されない</u> <u>ので、照会により確認する。</u>	(略)	(略)	(略)
(略)					

別添2 削除